



皆様のお役にたつ

東京信用金庫

ご利用の皆様へ

専門家による 相続手続・戸籍収集 サポートのご案内

1

遺産額の調査・必要資料の収集サービス

故人所有の不動産・預貯金・株式や債務の調査および評価額の確認を行います
また、戸籍をはじめ登記関係資料・金融財産資料など、今後必要となるあらゆる資料の収集を代行いたします

2

預貯金・株式の相続（払い戻し・名義変更）手続き代行サービス

各金融機関での故人名義の預貯金・株式の払い戻し・名義変更手続きを代行いたします

3

相続税申告 / 不動産の相続登記の代行

相続税の申告が必要な場合は税理士が代行いたします
法務局での相続登記（名義変更）申請は司法書士が代行いたします

4

相続に関する相談の無料受付

フリーダイヤルにお気軽にご連絡ください（東京信用金庫ご利用の旨をお伝えください）

ご自宅への訪問も無料です



NCPグループ

「NCP」とは New Consulting Partner の略です
ニュー コンサルティング パートナー

フリーダイヤル

0120-905-245

受付時間

朝10:00～夜7:00(年末年始を除き年中無休)

行政書士法人NCP

司法書士法人NCP

税理士法人NCP

NCP社会保険労務士事務所

株式会社NCP相続センター

※2023年における相続手続きサポートに関する受託件数
(2024年2月 TPC マーケティング調べ)

サービス料金一覧

戸籍(原戸籍)の取得代行サービス

故人の出生～死亡までのすべての戸籍謄本(改製原戸籍、除籍謄本)の収集作業

東京信用金庫
ご利用者向け

特別報酬

1,000円

(税込価格**1,100円**)

(役所へ支払う手数料、定額小為替費用、郵送料などの実費は別途となります)

※上記報酬は、故人に子供がいる場合の特別料金です

故人に子供がいない場合には、戸籍収集する範囲が大きく広がるため、報酬 69,300円(税込)となります
なお、法定相続人が5名を超える場合、数次または代襲相続の場合には別途加算料金が発生します

※本業務のみご依頼の場合には、原則として電話やメールでのやり取りにて業務を進めます

※相続関係図の作成は、報酬 7,700円(税込)となります

不動産の名義変更(相続・遺贈登記)

報酬 **65,000円～** (税込価格 **71,500円～**)

※別途で登録免許税(固定資産評価額の0.4%または2%)が発生します

※複数の物件がある場合、法務局への申請回数が複数回となる場合には別途加算料金が発生します

※不動産の価格が1,000万円を超える場合は別途加算料金が発生します

※田畑・山林については登記とは別途、農業委員会・市区町村に届け出る必要があります その届出には、別途費用が発生します

預貯金・株式等の相続(払い戻し・名義変更)手続き

金融機関
1か所

報酬 **50,000円～** (税込価格 **55,000円～**)

※合計残高1,000万円を超える場合は別途加算料金が発生します

※株式・投資信託等の金融商品の調査・相続につき、特別な手続きが必要となる場合には別途加算料金が発生します

遺産分割協議書の作成

●金融機関や法務局へ提出する書類です

報酬 **45,000円～** (税込価格 **49,500円～**)

※遺産の種類・数・金額・各相続人への個別発送等により加算報酬が発生する場合があります

相続税の申告

税理士報酬は遺産額や相続人数など事情により大きく変化します

具体的な費用等については、税理士が面談の上ご案内します(面談は無料です)



公正証書遺言作成サポート

報酬 **150,000円～** (税込価格 **165,000円～**)

※別途で公証人手数料および実費(書類代・郵送料など)が発生します

※受遺者が3名を超える場合や財産額が5,000万円を超える場合には別途加算料金が発生します



東京麹町事務所

東京都千代田区麹町4-2-7 麹町ミッドスクエア3階
(旧:麹町4丁目共同ビル)

四ツ谷駅麹町口・赤坂口から徒歩7分

麹町駅4番出口から徒歩2分

半蔵門駅6番出口から徒歩7分

TEL:03-5367-5930 FAX:03-5367-5935

税理士法人NCP

東京都千代田区一番町23-3

フロントプレイス千代田一番町11階

半蔵門駅4番出口から徒歩2分

TEL:03-6274-8914 FAX:03-6274-8915

株式会社NCP相続センター

東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館2階

四ツ谷駅麹町口・赤坂口から徒歩10分

麹町駅1番出口から徒歩2分

半蔵門駅2番出口から徒歩3分

TEL:03-5367-5931 FAX:03-6273-1071



池袋相談センター

豊島区南池袋2-49-7 池袋パークビル1F

インスクエア池袋内

各線池袋駅東口 43番出口から徒歩6分

地下鉄有楽町線東池袋駅1番出口から30秒

※1階受付にお越しく下さい

各拠点にご来訪いただく際には、事前のご予約をお願いいたします。

※専用の駐車場はございません。お近くのコインパーキングをご利用ください。

「ごあいさつ」

名義人死亡後の不動産、預貯金、相続税などの手続はやらなきゃいけない手続です。我々NCPでは、このやらなきゃいけない手続を安心の料金で丁寧に対応させていただくことでご遺族の負担を大幅に軽減いたします。

多くのご支持をいただき、我々NCPグループは年間(2024年)で17,344件もの相続手続を受任させていただきました。この数字は、相続に携わる専門家の中では断トツの件数です。そのような多くの実績が評価され、週刊ダイヤモンドなどの雑誌の監修、東京都特別区(23区)職員への研修なども担当しております。



葬儀後の主な諸手続き

(半年ぐらいの間に完了しておくべき手続)

■ 専門家に相談すべき手続き

| | | |
|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> 不動産の名義変更 (相続登記) | 司法書士が代行 法務局で手続き 国の登記簿を変更して新しい権利証を取得 | |
| <input type="checkbox"/> 相続税の申告 | 税理士が代行 10か月以内に税務署で手続き 遺産額が基礎控除額以内であれば申告不要 | |
| <input type="checkbox"/> 相続放棄 (借入が多いとき) | 司法書士・弁護士に依頼 3か月以内に家庭裁判所で手続き | |
| <input type="checkbox"/> 抵当権の抹消 (住宅ローンが消滅するとき) | 司法書士が代行 保険により住宅ローンが消滅するときは、住宅 についている担保(抵当権)を消す | |
| <input type="checkbox"/> 預貯金の解約、名義変更 | 各金融機関で手続き 行政書士など専門家でも代行可能 | |
| <input type="checkbox"/> 株式・投資信託などの 名義変更 | 証券会社や信託銀行などで手続き 行政書士など専門家でも代行可能 | |
| <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書の作成 | 行政書士・司法書士などに依頼 | |

■ ご自身で対応できる手続き

| | | |
|-------------------------------------|---|--|
| <input type="checkbox"/> 葬祭費の請求 | 市区町村役場で請求 国民健康保険から支給される(金額は市区町村により異なる) | |
| <input type="checkbox"/> 年金の諸手続き | 年金事務所(旧社会保険事務所)での手続き 国民年金のみ加入していた方は市区町村役場 でも手続き可能 | |
| <input type="checkbox"/> 故人の確定申告 | 4か月以内に税務署で手続 基本的には 毎年の確定申告と同じ 不要な方も多い | |
| <input type="checkbox"/> 保険金の請求 | 各保険会社へ連絡し、請求手続き | |
| <input type="checkbox"/> 自動車の名義変更 | 所轄の陸運局で手続 軽自動車は所轄の軽自動車検査協会 で手続き ディーラーによる代行サービスもある | |
| <input type="checkbox"/> 公営住宅・賃貸住宅 | 管理者へ連絡し、変更手続き (法務局での手続きは不要) | |
| <input type="checkbox"/> 高額療養費の支給 | 該当する場合のみ請求 在職中であれば勤務先に確認 国民健康保険であれば市区町村役場で手続き | |
| <input type="checkbox"/> 公共料金の変更手続き | 電気・ガス・水道・NTT・NHKなどに連絡 | |

意外に大変 預貯金・株式の手続き

金融機関は死亡したことを知ると口座を凍結します

- 名義変更(払戻し)には、**故人の出生から死亡までのすべての戸籍(除籍・原戸籍)が必要です。**

この戸籍収集が結構大変です。



金融機関へ(平日昼間に)何度か足を運ぶ必要があります

- 金融機関窓口の混雑具合にも左右され、かなり骨の折れる作業です。

NCPに依頼すると、ご自身で動く必要はありません。
戸籍収集から金融機関との交渉まですべて代行します。

※書類への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。

故人の財産 3カ月以内にしっかりと調べましょう

資料を集めて遺産額を明確にします

- 路線価図の調査、評価証明書や残高証明書の取得、負債の調査など…
遺族で話し合う前提として遺産の調査・資料収集が必要となります。

家裁での相続放棄の期限は3カ月

- プラスの財産だけでなく**借入も立派な遺産です。**
引き継ぎたくないのであれば3カ月以内に家裁に申し出る必要があります。



NCPでは、各種証明書の取得代行、不動産の評価額の調査
預金口座・負債の調査など、遺産の調査をサポートします。

遺産分割協議書 後でトラブルにならないように

3年後…「俺は同意した記憶は無い！

お前が勝手にハンコ押したんだろ！」

このようなトラブルはよくあります。

遺産分割協議書は第三者(できれば専門家)に作成してもらいましょう。

後日のトラブルを防ぐだけでなく、関係機関に対してもしっかり使える内容に整えます。



NCPに依頼すると、ご遺族で話し合った内容を法律的な文言に置き換えて、
金融機関・法務局・税務署などで使用できるように協議書を作成します。

※書類への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。

相続税の期限は10カ月 早めのご相談を

申告が必要なのに放置してしまうと

- ➔ 減額特例が使えなくなってしまい結果的に税額が大幅増になることもあります。
- ➔ 無申告加算税・延滞税・重加算税など最大で40%の加算となります。

長そうに見えてあっという間の10カ月

- ➔ 税申告のための準備期間を考慮すると本当に時間がありません。
- ➔ 期限間際で専門家（税理士）に依頼すると特急料金（加算報酬）が発生することもあります。



相続税を得意とする税理士（会計士）はごく一部

- ➔ 実績のある事務所に頼むのが一番です。

NCPでは、遺産の簡易査定をしたうえで相続税申告が必要かどうかを調査します。申告が必要な場合には豊富な実績を基に強力にサポートします。

死亡した人名義の権利証は既に効力なし

そのままにしてしまうと……

売却、建て替え、賃貸などはできません。

2024年4月から相続登記は義務化されました。(2024年4月以前の相続にも適用)

名義変更（相続登記）をすることで新たに権利証が発行されます。

- ※不動産登記手続きの大半は司法書士が代行しています。
- ➔ ご自身で手続きする場合には、通常4回以上は法務局へ通い、図面や申請書などの専門書類も作成する必要があります。



NCPに依頼すると、ご自身で動く必要はありません。
戸籍収集～権利証の発行まですべて代行します。

※遺産分割協議書への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。

NCPに依頼するメリット

- 相続についての相談が無料（土曜日曜でも対応）
電話による相談

0120-905-245



- 面談による無料相談
ご自宅、もしくはNCPにて
※ご自宅への訪問も
(交通費含めて)無料です。



- 安心の報酬体系
行政書士・税理士・司法書士など直接専門家がお手伝いします。
※「最低報酬額〇〇万円」という設定が無いので安心してご依頼ください。



- 国内トップの実績
累計10万件超を受託。相続に関しては豊富なノウハウが蓄積されています。
専門家はどことも同じではありません。

